

合同会社カオスラへの提訴について

株式会社ゲンロン（代表：上田洋子）は、2021年5月11日付で、合同会社カオスラ（代表社員：藤城滉高）に対する損害賠償請求訴訟を、東京地方裁判所に提起いたしました。

弊社は、2020年7月23日付のプレスリリースでお知らせしたとおり、合同会社カオスラによる契約違反を理由として、同社との契約を解除しました。合同会社カオスラは翌24日にプレスリリースを公開し（のち取り下げ）、同社で発生したハラスメント問題に起因して、弊社が契約を解除したことを認めました。

弊社は当時、合同会社カオスラの監修のもとでアートスクール「新芸術校」（当時の在籍者46名）を運営していました。突然の契約違反と契約解除に至ったことにより、退学希望者への返金のほか、新たな講師との契約、共同で運営していたアトリエの改修、問い合わせへの対応など膨大な経費と実務が生じました。また、上記ハラスメントが弊社内で起こったものだとする誤解や中傷も発生し、対応に追われました。

弊社は2020年の秋以降、代理人弁護士を通し、合同会社カオスラと、上記契約違反によって生じた損害の賠償責任について交渉を行ってきました。しかし同社からは、同社はハラスメントを行っておらず、弊社へも損害を与えておらず、したがって賠償責任はないとの回答が戻ってくるばかりで、交渉の展開は望めないものでした。そこでやむなく、提訴に至ったものです。

請求額は、実損および逸失利益および裁判費用784万5334円、慰謝料250万円の合計1034万5334円となります。

弊社は、合同会社カオスラが、自らの起こした事件により、弊社だけでなく、上記アートスクール受講生および関係者に大きな損害と苦痛を与えたという事実、誠実に向きあうことを強く望んでいます。

2021年5月11日

株式会社ゲンロン
代表取締役 上田洋子